

事 務 連 絡

平成27年12月14日

生物化学産業課・化学課所管団体 各位

経済産業省商務情報政策局

生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室

WHOが推進する世界ポリオ根絶計画について  
(周知及び協力依頼)

平素より、経済産業行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、世界保健機関（以下「WHO」という。）によるポリオ根絶に向けた取り組みについては、1988年5月に開催された世界保健総会における決議に基づき、世界ポリオ根絶計画が推進されているところです。これに関連し、厚生労働省健康局結核感染症課長から当省に対し、別添のとおり、周知依頼がありました。

貴団体におかれましては、下記の各項目も含め適切な措置をとられ、引き続き適切な管理に万全を期されるよう、貴団体の会員企業に周知徹底されますようお願いいたします。

本件に関する問い合わせにつきましては、厚労省または経産省の連絡先までお願いいたします。（今年の平成27年6月の当省の病原性微生物等調査（文書番号20150521 製局第2号）にて該当のポリオウイルスについて保有無しで報告いただいていた方で、その後保有されている方がいらっしゃいましたら、その場合もお知らせ下さい。）

記

1. 感染性のある2型野生株ポリオウイルスを含む材料（厚労省通知・健感発1211第6号別添の1に掲げられているもの）については、可能な限り平成27年12月末までに、遅くとも平成28年1月末までに、廃棄すること。廃棄の方法については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成

十年法律第百十四号)に規定する四種病原体として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の三十四第三項に規定する方法で滅菌の上、廃棄すること。

2. 感染性のある2型ワクチン株ポリオウイルスを含む材料(厚労省通知・健感発1211第6号別添の2に掲げられているもの)については、平成28年7月末までに廃棄すること。廃棄の方法については、感染性廃棄物として、適切に廃棄すること。
3. 上記の期日を超えて、感染性のあるポリオウイルスを含む材料を継続して保有する必要があると考える場合は、上記の期日までに、その施設等の責任者から、厚生労働省健康局結核感染症課まで連絡すること。

以上

連絡先：経済産業省商務情報政策局生物化学産業課  
生物多様性・生物兵器対策室 青島  
電 話：03-3501-8625  
FAX：03-3501-0197